

# 富山県における子育て家庭に対する 支援施策中間とりまとめ（案）

平成 26 年 1 月

子育て家庭に対する支援施策検討部会

## 目 次

1. はじめに ······	1
2. 検討の経緯 ······	2
3. 子育て家庭のニーズを踏まえた子育て支援策の方向性	
I 保育・子育て支援の充実 ······	3
(1) 病児・病後児保育等の特別保育	
(2) マイ保育園制度	
(3) 放課後児童クラブ	
II 子育ての負担感の軽減 ······	5
(1) 子育て支援センターの整備、子育て支援団体・子育てサークル等の情報提供	
(2) 母親の負担感・孤立感の解消	
III 経済的負担の軽減 ······	7
(1) 多子世帯の保育料の軽減	
(2) がんばる子育て家庭支援融資制度（多子世帯向け低利融資）	
IV 出産年齢・ライフプランの理解 ······	11
(1) 安全・安心な妊娠・出産のための啓発の推進	
(2) 特定不妊治療費助成と不妊治療理解促進のための啓発	
V 子育てに関する意識・理解 ······	13
(1) 学校教育及び家庭教育における子育ての意義や素晴らしさに関する指導の推進	
(2) 家庭を持つことや子育ての楽しさについての県民気運の醸成	
VI 仕事と子育ての両立支援 ······	15
(1) 一般事業主行動計画策定・実効性のある取組み	
(2) 仕事と子育てを両立できる職場環境づくり	
(3) 再就職支援	
VII 子育て家庭に対する住宅支援 ······	19
(1) 多子同居住宅の新築等に必要な資金の低利融資の活用促進	
(2) 県営住宅入居における子育て世帯への配慮	

## 1. はじめに

近年、少子化の進行に伴い、子どもの自立心や社会性の減退、労働力人口の減少による経済活力の低下など、社会全体へのさまざまな影響が懸念されている。

また、特に富山県においては、第3子以降の子どもの率が他県よりも低い状況にあるとともに、県民が理想とする子どもの数と実際の子どもの数に大きな乖離があることが明らかになってきている。

こうした状況を踏まえ、富山県子育て支援・少子化対策県民会議は、知事の諮問を受け、平成25年1月に、富山県子育て支援・少子化対策県民会議に子育て家庭に対する支援施策検討部会を設置し、県民が希望どおり子どもを持てるようにするにはどうしたらよいかという観点から、子育て家庭に対する支援施策検討にかかる基礎調査等の分析や子育て家庭へのヒアリング及びアンケート調査を踏まえ、多子世帯の負担軽減を中心とした子育て家庭に対する支援施策について検討を進めてきた。

一方、現在、国においては、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供と、地域の子ども・子育て支援の充実を目指す「子ども・子育て支援新制度」について、平成27年度からの本格施行に向けた詳細な検討が行われるとともに、幼児教育の無償化に関する検討も行われているところである。

多子世帯の保育料軽減など、本県の子育て家庭への支援策を検討するうえでは、国の新制度における保育料等の水準や幼児教育無償化等の制度の動向を見定めることが必要であるが、その詳細が明らかになるまでにはまだ時間を見る見込みである。

このため、当検討部会においては、中間取りまとめを行ったうえ、国の新制度の動向を見極め、今後も引き続き、検討を行うこととしたい。

なお、実施可能な施策については、国の検討状況にかかわらずなるべく早期に実施されるよう、希望するものである。

## 2. 検討の経緯

- 平成25年1月 第1回子育て家庭に対する支援施策検討部会開催  
・検討部会の設置について  
・出生数、出生率等の状況について  
・子育て支援の取り組みの概要について  
・子育て家庭に対する支援施策検討にかかる調査の実施について
- 平成25年2月 子育て家庭に対する支援施策にかかる基礎調査の分析委託（富山大学）
- 平成25年4月 子育て家庭に対するヒアリング調査を実施（53名から聞き取り）  
・調査場所：保育所、幼稚園、母親クラブ、子育て支援センター  
・調査対象：父親 12名  
    母親子ども1人 14名  
    母親子ども2人 14名  
    母親子ども3人以上 13名
- 平成25年5月 第2回子育て家庭に対する支援施策検討部会開催  
・国における子育て支援関係施策の検討状況  
・子育て家庭に対する支援施策にかかる基礎調査分析報告  
    （第三子（以降）出生比率の規定要因）  
・子育て家庭に対するヒアリング調査結果報告  
・子育て家庭のニーズを踏まえた子育て支援策の方向性  
・子育て家庭に対する支援施策検討部会の進め方について
- 平成25年7月 子育て家庭に対するアンケート調査  
・調査対象：未就学児を持つ保護者 797名  
    小学生を持つ保護者 294名
- 平成26年1月 第3回子育て家庭に対する支援施策検討部会開催  
・「子育て支援サービスに関する調査」結果の概要について  
・富山県における子育て家庭に対する支援施策中間とりまとめ（案）  
・子育て家庭に対する支援施策検討部会の進め方について

### 3. 子育て家庭のニーズを踏まえた子育て支援策の方向性

#### I 保育・子育て支援の充実

##### <施策の方向性>

仕事と子育ての両立のため、病児・病後児保育のニーズが高いことから、市町村等に事業実施にかかる情報提供や設置に向けた働きかけを行うとともに、医療機関等との連携を進めるなど、病児等に対する対応の充実を図ることが望ましい。

また、妊娠期から子育て期まで切れ目がない支援を実施していくことが重要であることに鑑み、育児の不安感や負担感解消のための取り組みの一つであるマイ保育園事業については、医療・保健分野等の関係機関との連携を図り、充実していくことが望ましい。

放課後児童クラブについては、利用者のニーズを踏まえ、設置促進や開設時間の延長など充実を図ることが重要である。

なお、病児・病後児保育などの特別保育や放課後児童クラブについては、国において平成27年度からの実施に向け子ども・子育て支援新制度の検討が行われているところであり、その動向を見ながら充実に努められたい。

##### 1 検討部会委員意見

- ・子どもが病気やインフルエンザになったときなど、いざというときに利用できる仕組みがないことが保護者にとって非常に精神的な負担になっている。
- ・子どもが急に病気になったときにどうすればいいかの情報を得ることはとても大切。
- ・病児・病後児施設については、施設は増えているが職員が見つからない施設もあると聞く。職員も充実していかないと意味がないと思う。
- ・マイ保育園制度の加入は300か所程度ある保育所の6割くらい。もっとたくさんの施設が登録できないか。
- ・学童保育が十分とは言えない。それまでと同じように働くことができないことになる。

##### 2 子育て家庭に対する支援施策検討にかかる基礎調査等分析報告

- ・子どもの送り迎え、預かり、食事・家事の支援があることが子育てのしやすさにつながっている。核家族化が進む中、こうした支援を公的に実施していくことが重要である。

##### 3 ヒアリング調査での主な意見

- ・インフルエンザ等で何日も休まなければならないときなどがあり、病児・病後児保育を充実してほしい。小学生になると病児・病後児保育がないのも不都合。

##### 4 アンケート調査結果（未就学児の保護者対象）

○子育てをしていて負担・不安に思うことは何ですか。

「子どもの病気」26.5%となっている。

○子育てをするにあたって、どのような施策が役に立つか。

「小学校入学後の放課後の預かり時間の改善」33.1%となっている。

(小学生「小学校入学後の放課後の預かり時間の改善」31.3%)

## ＜現行制度の概要＞

### (1) 病児・病後児保育等の特別保育

#### ア 概要

##### ○病児対応型

症状の急変がないものの病気回復期ではない集団保育が難しい概ね 10 歳未満の児童を対象。

##### ○病後児対応型

病気回復期であるものの集団保育が難しい概ね 10 歳未満の児童を対象。

##### ○体調不良児対応型

保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童のうち、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童を対象。

#### イ 県内の実施箇所

病児・病後児保育 H24 76 箇所 (H16 7 箇所)

(うち 旧オープン型 (病児対応型・病後児対応型) 16 箇所 体調不良児型 60 箇所)

延長保育 H24 215 箇所 (H16 152 箇所)

休日保育 H24 55 箇所 (H16 15 箇所)

一時預かり事業 H24 134 箇所 (H16 76 箇所)

### (2) マイ保育園制度

#### ア 概要

妊娠や在宅で子育てる保護者に地域の保育所をマイ保育園として登録してもらい、登録保育園でのサービス（一時保育、育児相談、育児講座等）を受けられるようにする。

#### イ 県内の実施箇所（保育園）

登録数：178 園、登録者数 1,631 名 (H25.3 月末現在)

平成 24 年度から産婦人科医との連携（病院等の紹介により、妊娠等がマイ保育園で育児相談や育児等を体験）を進めている。(H24 年度 6 園、今年度 31 園が連携)

#### ウ 県内市町村・他県等の状況

都道府県レベルでは石川県で実施。市町村での実施を含め全国 600 園以上で実施。

### (3) 放課後児童クラブ

#### ア 概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校 1 ~ 3 年生の留守家庭児童等に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

#### イ 県内の実施箇所

放課後児童クラブ H25:219 箇所 (H16:156 箇所) うち 18 時以降開所 H25:58 箇所 (H16:0 箇所)

放課後児童クラブの開設時間の延長を促進するため、県では平成 21 年度から、国の基準（開設時間が 1 日 6 時間を超える、かつ 18 時を超えて開設）を満たさないクラブに対して、県単独で助成（開設時間 14 時以前かつ 18 時を超えて開設）している。

## II 子育ての負担感の軽減

### <施策の方向性>

子育ての負担感を軽減するためには、身近な場所に相談しやすい場所があることが重要であることから、引き続き子育て支援センターの整備を進め、子育て親子の交流の場や子育て支援情報の提供などを適切に行い、母親の負担感・孤立感の解消に努めることが必要である。

また、地域における子育て支援の取り組みを促進するため、子育て支援団体・子育てサークル等の活動を支援するとともに、子育て支援センターや保育所などにおいて父親向けの育児講座等を開催し、父親の育児参加のきっかけを作っていくことが望ましい。

### 1 検討部会委員意見

- ・地域の中で孤立感を持っている親が増えている。
- ・本県は子育てについて相談できる相手は「親」であるという比率が圧倒的に高いが、親だけではなく、より多く相談できるような資源やネットワークの拡充が大切。
- ・父親の育児参加が重要なポイント。母親の負担が大きすぎる。
- ・毎日の育児の負担感は、子育て支援センターに子どもを連れていくて解決するよりも、日々、夫がどれだけ手伝っているか、父親の参加がどれだけあるかが重要。
- ・子どもが3人以上いる家庭は父親が協力している。男性への教育は大切だと感じる。まず子どもが生まれた時に出産に立ち会う経験をするという、父親としての参加の機会を明確につくっていただくことが大切。

### 2 子育て家庭に対する支援施策検討にかかる基礎調査等分析報告

- ・子どもを増やさない理由として子育ての肉体的・精神的負担に耐えられないと答える比率が高い。
- ・専業主婦である母親も子育てに疲れているケースがみられる。専業主婦の家庭での子育て負担も減らすような施策が重要である。

### 3 ヒアリング調査での主な意見

- ・子どもが1歳になるまで子育て支援センターを知らず孤独だった。もっと早く知りたかった。
- ・一人で子どもを見るのが不安で働きに出たかった。
- ・夫は忙しく家事は自分でやっている。もう一人子どもがいるのと同じ。

### 4 アンケート調査結果（未就学児の保護者対象）

○子どもを増やすにあたっての課題は何ですか。

「これ以上、自分または配偶者が育児の心理的、肉体的不安に耐えられない」18.3%、「配偶者の家事・育児への協力が得られない」が11.7%となっている。

○子育て、子どもの世話の分担について

「主に妻が行うが、夫も手伝う」60.6%、「もっぱら妻が行う」26.2%、「妻も夫も同じように行う」が9.8%となっている。

## <現行制度の概要>

### (1) 子育て支援センターの整備、子育て支援団体・子育てサークル等の情報提供

- ・子育て支援センター施設整備、運営に対する支援

子育て支援センター H25.12 現在 76 箇所 (H16 30 箇所、H26 目標 82 箇所)

- ・子育てサポート活動への支援 (活動助成、サークルの事例集作成等)

### (2) 母親の負担感・孤立感の解消

#### ア 県の制度の概要

##### ○一緒に子育て！パパの育児スタート支援事業

概 要 育児に消極的な父親の育児参加のきっかけづくりを進めるため、子育て支援センターや保育所において、地域の親子等を対象に、土・日・祝日に父親向けの育児講座等の開催等を実施

補助基準額 100 千円 (県 1/2、市町村 1/2)

※平成 25 年度 7 市 12 箇所実施 (父親の参加者数約 500 名)

#### イ 県内市町村、他県の状況

県内全市町村：保健師による妊婦（その配偶者を含む）への育児講座

石川県：「パパママ子育て塾」(保育所保育体験等)

徳島県：「パパ講座」(父親同士の交流、子育てのコツ学び)

### III 経済的負担の軽減

#### ＜施策の方向性＞

保育料等の支援・軽減などの経済的な負担軽減により、子どもを生み育てやすい環境をつくることが重要であることから、多子世帯の保育料の軽減について、対象年齢の拡大や軽減率の見直しなどを検討することが望ましい。なお、施策の立案にあたっては、平成27年度から実施予定の国の子ども・子育て支援新制度（保育所・幼稚園・認定こども園の運営にかかる給付制度の仕組みや水準等）や、幼児教育の無償化の検討状況を踏まえ、これらとの整合を図るべきである。

また、大学進学など将来の教育費への支援も重要であることから、多子世帯向け低利融資等が必要に応じ活用できるよう、普及啓発を図ることが重要である。

#### 1 検討部会委員意見

- ・保育料の軽減により、3人目を生むための気運が生まれてくるのではないか。
- ・どここの部分で保育料の軽減をすれば一番恩恵があって、もう1人生もうとなるか、考えてほしい。
- ・3歳未満児の子どもが1人いるだけで共働き夫婦が一生懸命働いても5万円近い保育料を払うのは大変高い。
- ・経済的支援はとても大切。3人以上いる家庭は裕福だから3人以上いるのではなく、本当に厳しい中でも家庭を充実させるために頑張っている。

#### 2 子育て家庭に対する支援施策検討にかかる基礎調査等分析報告

- ・経済的な支援をして子育てのコストを下げていくことが重要である。
- ・子育ての負担の軽減が必要なのは子どもが小さい間ばかりではない。ある程度大きくなった後（大学進学など）の支援も重要である。

#### 3 ヒアリング調査での主な意見

- ・保育料の負担が大きい。子どもが小さい間は、おむつ代や洋服代などの出費も嵩むうえに保育料の負担が大きいことが子どもを持つネックになっているのではないか。
- ・子どもが大きくなってからの大学進学などの教育費を考えると不安。
- ・3人の子が順番に高校を出て進学しつつあるが、経済的に本当に大変。

#### 4 アンケート調査結果（未就学児の保護者対象）

○子どもを増やすにあたっての課題は何ですか。

「子育てや教育にお金がかかりすぎる」74.8%となっている。

○子育てを支援する施策としてどのような施策が役に立つと思いますか。

「保育料等の支援・軽減」56.8%、「職場復帰後、子育てと仕事の両立がしやすい職場環境の整備」44.4%となっている。

(小学生「教育費の支援、軽減」46.6%、「保育料等の支援、軽減」41.8%)

○子育てをしていて負担・不安に思うことは何ですか。

「将来予想される子どもにかかる経済的負担」49.3%、「自分の自由な時間がもてない」44.0%となっている。

(小学生「将来予想される子どもにかかる経済的負担」60.5%、子育ての出費がかさむ48.0%)

○子育ての費用の中で負担が大きいと感じるものは何ですか。

「保育費」55.6%、「子どものための預貯金・保険」40.4%となっている。

(小学生「その他教育費（塾、習い事など）」60.9%、「子どものための預貯金・保険」38.1%)

## <現行制度の概要>

### (1) 多子世帯の保育料の軽減

#### 【保育所】

##### ア 国の制度

保育所に子どもが同時に入所している場合、保育料を2人目は1/2に軽減、3人目は無料化

#### イ 県の制度の内容

保育所に入所する第3子以降で4歳までの児童（国の制度の対象とならないもの）を対象に、

①0～3歳児 保育料を1/2軽減（県と市町村が半分ずつ負担）

②4歳児 保育料を1/3軽減（県と市町村が半分ずつ負担）

H24 実績	0～3歳児	900人	61,164千円	] 計 1,472人 85,377千円
	4歳児	572人	24,213千円	
	計	1,472人	85,377千円	

#### （県の制度の推移）

平成6年度創設 第3子以降0～2歳児対象

平成12年度 第3子以降0～3歳児対象に拡大

平成14年度 第3子以降0～4歳児対象に拡大

#### ウ 県内市町村・他県等の状況

##### ・県内市町村の状況（第3子の保育料軽減状況）

(保育所)	(県事業対象)			
	0～2歳児	3歳児	4歳児	5歳以上児
無料	2	1	1	1
3/4軽減	1	1	1	1
2/3軽減	1	1	1	1
1/2以上（定額）	1	1	1	1
1/2軽減	10	11	6	6
1/3軽減			5	2
軽減なし				3
計	15	15	15	15

※数字は該当市町村の数(太字は県の基準)

※第4子以降 無料…6、第3子と同じ…9

##### ・他都道府県の状況（保育料軽減の対象となる出生順位、年齢）

#### 保育所

対象	出生順位	第1子以降		第2子以降		第3子以降		制度なし
		年齢	0歳～ 0～2歳のみ (3歳未満児)	0歳～ 0～2歳のみ (3歳未満児)	0歳～ 0～2歳のみ (3歳未満児)	0歳～ 0～2歳のみ (3歳未満児)	0歳～ 0～2歳のみ (3歳未満児)	
該当都道府県数	1	1	1	2	5	12	25	
該当都道府県	秋田県	群馬県	山形県	茨城県 大分県	富山県 他4県	福井県 他11県	石川県 他24都道府県	

## 【幼稚園】

### ア 国の制度

- ・幼稚園就園奨励費…国が所要経費の一部を補助（補助率1/3）
  - ※多子世帯の場合、同時就園（小学3年生まで）している方が対象
- ・保育所と同様、子どもが同時に入所している場合、保育料を2人目は1/2に軽減、3人目は無償
  - ※2人目の場合、平均保育料公立79,000円、私立308,000円を上限にその1/2を限度額とする
- ・国の動き（多子世帯の保護者負担軽減の拡充）
  - 保育所と同様に、第2子の保護者負担を半額にした上で所得制限を撤廃し、第3子以降についても所得制限を撤廃する方向で検討されている。

### イ 県の制度の内容

- 幼稚園に入所する第3子以降で4歳までの児童（国の制度の対象とならないもの）を対象に、

- ①3歳児 保育料を1/2軽減（県と市町村が半分ずつ負担）  
 ②4歳児 保育料を1/3軽減（県と市町村が半分ずつ負担）

(公立幼稚園)				(私立幼稚園)			
H24 実績 3歳児 66人 1,565千円				H24 実績 3歳児 157人 6,298千円			
4歳児 77人 1,190千円				4歳児 145人 3,595千円			
計 143人 2,755千円				計 302人 9,893千円			

### ウ 県内市町村・他県等の状況

#### ・県内市町村の状況（第3子の保育料軽減状況）

(公立幼稚園) ← (県事業対象) →	3歳児	4歳児	5歳以上児
無料	2	2	2
1/2軽減※1	4	1	1
1/3軽減		3	1
軽減なし	1	1	3
計	7	7	7

※1…3人以上同時就園の場合、無料の1市を含む

※数字は該当市町村の数である。

(私立幼稚園) ← (県事業対象) →	3歳児	4歳児	5歳以上児
無料	2	2	2
2/3軽減	1	1	
1/2軽減	7	1	1
1/3軽減		6	1
定額軽減	1	1	1
軽減なし			6
計	11	11	11

※第4子以降 無料…4、第3子と同じ…7

※数字は該当市町村の数である。

#### ・他都道府県の状況（保育料軽減の対象となる出生順位、年齢）

※私立幼稚園についてとりまとめたもの

#### <保育料軽減の例>

- ・第1子以降、所得制限なし（福岡県）
- ・第1子以降、所得制限あり（秋田県、埼玉県等）
- ・第3子以降、所得制限なし（高知県）
- ・同時入園の2人目以降、所得制限なし（鳥取県等） 等  
 (制度なし (石川県他30県))

## (2) がんばる子育て家庭支援融資制度（多子世帯向け低利融資）

### ア 県の制度の内容

概要 3人以上の子どもを有する者に対し、子どもの教育費等に要する資金を低利で融資

対象 大学等に入学又は在学する子を含めて3人以上の子どもを有する者

限度 (自宅) 300万円／人 (自宅外) 500万円／人

利率 固定 1.335%

実績 H18～ 241件 5億9,564万円

### イ 県内市町村・他県等の状況

県内市町村では実施例なし、他都道府県レベルでも実施例なし

(他県市町村実施例)

①長野県木曽町…大学等に進学予定の子の保護者へ、金融機関を通して200万円以内で融資  
及び利息の半分を補給

②栃木県足利市…高校、大学等に進学予定の子の保護者へ、金融機関を通して150万円以内  
で融資（利率3%）

## IV 出産年齢・ライフプランの理解

### ＜施策の方向性＞

妊娠・出産年齢の上昇に伴う妊娠・出産のリスクについて十分理解がされておらず、第1子出産年齢が高いと希望どおりの子どもを生むことが難しいという意見も聞かれたことから、妊娠と出産をより安全に希望どおり実現するため、若い世代に対し、妊娠や女性特有の健康管理等についての正しい知識を普及啓発するとともに、妊娠・出産をライフプランに適切に位置づけるための理解を広めていくことが必要である。

特定不妊治療費助成については、国の制度変更などの状況等を踏まえ、妊娠する確率がより高い年齢層に配慮した助成制度の充実について検討していくことが望ましい。

#### 1 検討部会委員意見

- ・第3子を増やすということについて、生み始めの年齢が遅すぎる。生み始めを早くできるようにしてほしい。
- ・出産年齢はとても大切だと思う。自分が何歳から何歳の間に出産したら子どもたちをきちんと育てられるかということを考える支援、システムをつくっておくべき。
- ・生み終わりが37歳という感じにしていただくことが大切。第1子、第2子、第3子の間隔をもう少し縮めないと、ほしい数の子どもを生めないということは知らないできないので、教育は非常に大切だと思う。

#### 2 子育て家庭に対する支援施策検討にかかる基礎調査等分析報告

- ・第1子出産年齢が高い都道府県ほど、第3子出生比率は低く、その関連は非常に強い。  
第3子以降を増やすためには、第1子出産年齢を下げ、さらにその後の出産間隔を短くする施策が重要である。

#### 3 ヒアリング調査での主な意見

- ・子どもができにくく第1子が生まれるまでに時間がかかった。本当はもう一人ほしいが年齢的に難しい。
- ・子どもを生み始める時期が遅いと、欲しいと思っていても2人、3人と生むのは難しい。
- ・子どもを持てる適切な年齢について理解できるよう若い人への教育も必要。

#### 4 アンケート調査結果（未就学児の保護者対象）

○子どもを増やすにあたっての課題は何ですか。

「自分または配偶者が高年齢」22.5%となっている。

○現在の子どもの数、実際に欲しい子どもの数、理想の子どもの数は何人ですか。

現在の子どもの数…「2人」51.8%、「1人」27.9%、「3人」16.4%となっている。

理想の子どもの数…「3人」49.8%、「2人」34.4%、「4人以上」8.5%となっている。

実際に欲しい子どもの数…「2人」49.8%、「3人」33.2%、「1人」5.6%となっている。

## <現行制度の概要>

### (1) 安全・安心な妊娠・出産のための啓発の推進

#### ①女性の健康とライフバランスの啓発

パンフレット作成、企業への出前講座や地域での健康教育に活用

#### ②ホームページによる情報提供（「女性の健康・妊娠あんしんトヤマ」(Mie.Net)）

#### ③ドラックストア等と連携した啓発グッズ(情報小冊子、ティッシュ等)の配布

### (2) 特定不妊治療費助成と不妊治療理解促進のための啓発

#### ア 県の制度の概要

##### ①特定不妊治療費助成 (H24年度実績 延1,300件 172,802千円)

保険適用外の特定不妊治療費の一部の助成を行う

上限15万円(一部の治療は7.5万円)×年3回まで、所得制限、回数制限なし

【参考: 国の制度】

	現行	H26～H27年度 *新規申請者のみ	H28年度
対象年齢	制限なし	制限なし	43歳未満
通算回数	10回	39歳未満は6回 40歳以上1年目3回、2年目2回	6回 (40歳以上で開始した場合は3回)
年間回数	2回(1年目3回)	-	制限なし
通算期間	5年	-	制限なし
所得制限	所得制限あり(夫婦の合計所得730万円未満)		
助成額	1回当たり15万円まで(一部の治療は7.5万円まで)		

※平成28年度から制度変更予定(平成26～27年度経過措置期間)

#### ②普及啓発

職場の理解促進パンフレットの作成、ホームページによる助成制度紹介等

#### ③不妊専門相談センターにおける相談、教室等の開催

電話相談、面接相談、おしゃべり会等の教室

### イ 県内市町村・他県等の状況

・県内市町村は独自の助成制度を有する(富山市は県と同様)

・全国で国制度を上回る県単独制度を有する都道府県10都県(本県含む)

## V 子育てに関する意識・理解

### ＜施策の方向性＞

これから結婚する人や中学生、高校生などに対し、子どもを生み育てることの喜び、楽しさや重要性などを知ってもらうため、引き続き学校教育において子育てに関する指導を推進するとともに、社会に学ぶ14歳の挑戦事業における育児体験を継続実施していくことが重要である。

親を学び伝えるプログラムを活用した親学び講座の実施や家庭教育に関する情報提供、相談体制を充実し、家庭における教育力を向上していくことが重要である。

また、子育ての喜び・楽しさ等についての啓発を進めるとともに、とやま子育て応援団等を活用し、社会全体が子育てを支援するよう気運の醸成を図っていく必要がある。

### 1 検討部会委員意見

- ・若いうちから「子育ては楽しい」「たくさん生んでも何とかなる」というイメージを持つことが子どもを生みたいという意欲につながるのではないか。
- ・子育ては大変だが、楽しく意義のあることで、若い人たちが子どもを安心して生んで育てられるようにしなければならない。
- ・子どものいじめや不登校などの話をすると、皆子どもたちのことを一生懸命考えている。親学び等を通じて親同士のネットワークを広げようと思う。
- ・子どもの数がただ増えればいいというものではなく、教育や環境、家庭が健全であってこそ少子化対策だと思う。

### 2 子育て家庭に対する支援施策検討にかかる基礎調査等分析報告

- ・「子どもがいると家庭が明るくなる」という意識をもつことが子どもを持ちたいという行動につながっている可能性がある。
- ・子育てに対する意識（結婚したら子どもを持つのは自然な流れである、子育ては大変だが子どもはかけがいのない存在である、など）が高いほど第三子出生率が高いという関連がみられる。

### 3 ヒアリング調査での主な意見

- ・これから結婚する人や若い世代に子どもをもつことの意義を知ってもらうことが重要。
- ・若い頃から子どもとふれあうことが大切。
- ・独身の人は今のはうが楽しく、結婚や子育てはまだいいと思ってしまうのではないか。
- ・子どもが3人になったら子育てが楽しい。大変なことも多いが、3人できてからは何事もなんとかなると思うようになった。

### 4 アンケート調査結果（未就学児の保護者対象）

○子育てを支援する施策としてどのような施策が役に立つと思いますか。

「子育てについて若い頃からの教育」が7.0%となっている。

## ＜現行制度の概要＞

### (1) 学校教育及び家庭教育における子育ての意義や素晴らしさに関する指導の推進

#### 【学校教育における指導の推進】

##### ア 県の制度の概要

###### ①家庭科の授業

学習指導要領に基づき、中学校技術・家庭科の家庭分野における学習（幼児と触れ合う活動の実施）に加え、高等学校家庭科における「人の一生と家族・家庭及び福祉」等の内容において、乳幼児との触れ合いや交流などの実践的な活動を取り入れるよう努めている。

###### ②社会に学ぶ「14歳の挑戦」事業

- ・中学2年生が、1週間、学校外で職場体験活動や福祉・ボランティア活動等に参加
- ・市町村が実施する「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業へ県が補助（H25 当初予算：17,628千円）  
〔 H24 実績：81校で9,717人が参加（内 幼稚園・保育所等で体験した生徒 1,973名（20.3%）  
受入事業所数… 3,266箇所（内 受入幼稚園・保育所等数 435箇所（13.3%） 〕

##### イ 県内市町村・他県等の状況

中学生の職場体験（全ての生徒が5日以上体験）…富山県のほか2県（滋賀、兵庫）  
(平成24年度職場体験・インターンシップ実施状況等調査結果)

#### 【家庭における指導の推進】

##### ア 県の制度の概要

###### ○親を学び伝える学習プログラム

- ・PTAや企業と連携して「親を学び伝える学習プログラム」を活用した親学び講座を実施。  
※H18～H24 実績：プログラム40事例作成、親学び講座参加者 689講座 34,050人  
〔 例：親準備「親の役割ってなんだろう？」、乳幼児「ついイライラするお母さん」  
祖父母・シニア「親子の会話にどうかかわりますか？」 〕

###### ○電話・メール等による相談体制の充実

- 「子育てほっとライン」（H24 実績：1,660件）子育てメール相談（H24 実績：192件）  
家庭教育カウンセリング（H24 実績：154件）

###### ○子育て情報の提供

家庭教育かわら版（年2回 70,000部）、「子育てネット！とやま」（H24 アクセス数：61,650件）

##### イ 県内市町村・他県等の状況

- ・県内市町村の多くが家庭教育に関する講演や相談活動など、家庭教育支援の取り組みを実施  
(例) 射水市 家庭教育アドバイザーによる家庭教育支援講座、子育て井戸端会議 等
- ・他県の状況…富山県を含む15県が独自の家庭教育プログラムを作成

### (2) 家庭を持つことや子育ての楽しさについての県民気運の醸成

#### 【ハッピー・ファミリー・キャンペーン事業】

- ・若者が結婚、出産、子育てに前向きになるよう気運の醸成を図るため、家族になることの素晴らしさや喜びなどをテレビCM等で発信するキャンペーンを実施。
- ・県民から公募するCM素材（結婚部門と子育て部門を分けて募集し、家族になることの素晴らしさを表現した写真・映像等の作品等）を基に、テレビCM等を制作・放映する。
  - ・テレビCM(30秒) 20本（結婚部門：10本、子育て部門：10本）
  - ・テレビ番組(60秒) 10本（結婚部門：5本、子育て部門：5本）

## VI 仕事と子育ての両立

### ＜施策の方向性＞

次世代法の基準（従業員 101 人以上）を上回る従業員 51 人以上の企業に対し一般事業主行動計画の策定を義務付けているが、従業員 50 人以下の小規模な企業についても計画策定が行われるよう必要な支援を行うとともに、行動計画の期間満了（更新）を迎える企業に対し、内容の充実に向けた支援を行うなど、仕事と子育てを両立しやすい職場環境の整備を一層推進することが重要である。

また、出産等を機に退職した女性の再就職支援については、就業意識や技術習得の向上に向けた研修や情報提供を行うなど多様なニーズに対応した支援の充実が望ましい。

### 1 検討部会委員意見

- ・親が子育てに対しての時間的な余裕を持てるよう企業側の理解が必要ではないか。
- ・労働時間を短くすると女性が正社員でいられ、経済的にも安定し、第 3 子を生みやすくなるという傾向もある。
- ・子どもが小さいときに一番気になるのは夫の勤務時間。夫の勤務時間が長く、夫婦で一緒に育てる意識がないと第 2 子、第 3 子と増やしていくのは難しい。

### 2 子育て家庭に対する支援施策検討にかかる基礎調査等分析報告

- ・育児休暇の取りにくさ、さらに連続した育児休暇の取りにくさが第一子出産年齢の遅さや出生間隔の長さにもつながっている可能性がある。
- ・企業にインセンティブを与え、雇用者が勤務地と時間を柔軟に選択できるような制度（フレックスタイム制やテレワークの併用など）を推進させると第三子比率も増える可能性がある。
- ・夫が長時間労働をしている妻は育児負担が重く、積極的に子どもを増やすことが難しい。男女共に労働時間を短くし、さらに、正規就労の中で働く時間や場所などの就労形態を柔軟にし、休みの取得をより直前でも取りやすくしていくことが重要である。

### 3 ヒアリング調査での主な意見

- ・短時間勤務や男性の育児休業は、制度があっても実際には取りにくい。
- ・女性もキャリアが中断しないような職場環境整備や、ゆとりを持った働き方ができる環境づくりが大切。
- ・仕事の都合を考えると子どもを生むタイミングが難しい。
- ・子育てが終わった母親の再就職支援が必要。

### 4 アンケート調査結果（未就学児の保護者対象）

○子どもを増やすにあたっての課題は何ですか。

「働きながら子育てができる職場環境がない」40.9%となっている。

○子育てを支援する施策としてどのような施策が役に立つと思いますか。

「職場復帰後、子育てと仕事の両立がしやすい職場環境の整備」44.4%、「再就職の支援」19.8%、「育児休業を取りやすい職場環境の整備」17.8%となっている。

(小学生「職場復帰後、子育てと仕事の両立がしやすい職場環境の整備」38.4%、「育児休業を取りやすい職場環境の整備」20.4%、「再就職の支援」20.1%)

## ＜現行制度の概要＞

### (1) 一般事業主行動計画の策定・実効性のある取組み

#### ア 概要

一般事業主行動計画の策定義務付け対象を、法の規定より広く設定

- ・次世代法：常用労働者数 101 人以上の企業 (H23. 4. 1～)

- ・県条例：常用労働者数 51 人以上の企業 (H23. 4. 1～)

※一般事業主行動計画：事業主が、従業員の仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりのための目標と取組みを定める計画

※次世代法：次世代育成支援対策推進法 (H15. 7. 16 施行。計画の策定部分 H17. 4. 1 施行)

※県条例：とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例

(H21. 6. 29 施行。計画の策定部分 H23. 4. 1 施行)

#### イ 県の制度の内容

一般事業主行動計画の策定支援のため、

- ・仕事と子育て両立支援推進員による企業訪問活動
- ・一般事業主行動計画の策定研修会の開催
- ・一般事業主行動計画の策定方法を解説したパンフレットの作成・配付
- ・入札参加資格の優遇 (50 人以下企業に限る)
- ・企業内研修会への講師派遣

＜参考＞51 人～100 人規模企業の一般事業主行動計画策定率

条例公布前 (H21. 3) : 13. 8% (75 社) ⇒ 現在 (H25. 3) : 98. 3% (474 社)

#### ウ 他県の状況及び国の動向

- ・条例により、一般事業主行動計画の策定義務付け対象を拡大しているのは、本県の他では石川県のみ (50 人以上、H25. 4. 1～)
- ・国においては、平成 26 年度末までの时限立法となっている次世代法の延長を検討 (H25. 12. 11 労働政策審議会から次世代法の 10 年間の延長について建議)

### (2) 仕事と子育てを両立できる職場環境づくり

#### ア 県の制度の内容

仕事と子育てが両立できる職場環境整備のため、

- ・仕事と子育て両立支援セミナーの開催
- ・仕事と子育て両立支援企業表彰の実施
- ・仕事と子育て両立支援推進員による企業訪問活動 (再掲)
- ・企業内研修会への講師派遣 (再掲)
- ・「元気とやま！子育て応援企業（※）」への登録促進  
※企業トップが自ら子育て応援宣言を行い、取組みを公表
- ・「子育て応援企業」のモデル事例収集
- ・事業所内保育施設の設置・運営に対する助成

#### イ 国の取組み及び動向

- ・両立支援助成金の支給（事業所内保育施設設置・運営等支援助成金、子育て期短時間勤務支援助成金、中小企業両立支援助成金）
- ・育児休業給付金（休業前賃金の50%）の引上げを検討  
(H25.12.26 労働政策審議会 職業安定分科会雇用保険部会報告
  - ・休業開始後6か月に限り、休業前賃金の67%に引上げ)

### (3) 再就職支援

#### ○ママたちの再チャレンジ応援塾

再就職を希望する女性を対象に、多様なニーズに応じた講座等を開催

前期：「再就職して自分の能力を発揮したい女性」対象

開催日 H25.5.31、H25.6.7、6.14、6.21（全4回）

全4回受講者 29名（その他各回受講者延べ57名）

後期 「子育てしながら仕事を始めてみたい女性」対象

開催日 H25.10.11、10.18、10.25、11.1（全4回）

全4回受講者数 34名（その他各回受講者延べ68名）

#### ○ママの就活応援プロジェクト事業

##### (1) 再就職に関するワークショップの開催

地域の子育て支援センターに講師を派遣し、参加者全員で自由な意見交換・情報交換を行い、就活への足掛かりとする。

※子育て支援センター30か所で開催予定、10名程度を対象

##### (2) ハンドブック「これから働くみなさんへ（仮称）」の作成・配布

育児・介護休業法（子の看護休暇等）、マザーズハローワーク、病児・病後児保育等について紹介

6,000部作成予定（子育て支援センター等へ配布）

##### (3) インターンシップの実施

両立支援企業表彰受賞企業等における短期の職場体験（2～5日間）

※ママたちの再チャレンジ応援塾と連携し、実施



## VII 子育て家庭に対する住宅支援

### ＜施策の方向性＞

持ち家率が高い本県において、自分の家を持ち、かつ、希望どおりの数の子どもも持てるよう、引き続き住宅の取得・リフォームを行う子育て家庭に対して低利な融資制度で支援を行うとともに、制度の周知に努める必要がある。

また、県営住宅の入居基準については、現在の未就学児のいる子育て家庭を対象とした入居基準の緩和措置について、より多くの子育て家庭が対象となるよう見直し、負担軽減につながるよう検討することが望ましい。

#### 1 検討部会委員意見

- 富山県は持ち家率が非常に高く、家を建てたいとなると、子どもを1人増やすよりは家を建てることを考える人が非常に多い。

#### 2 子育て家庭に対する支援施策検討にかかる基礎調査等分析報告

- 持ち家率が高い富山県では、家を建てる資金を貯めるために出産へのタイミングを遅らせるケースがあると考えられる。
- 若い夫婦への公営住宅の優先提供が子どもの数を増やすのに役に立つ可能性がある。
- 同居率が高くなると第3子出生比率が高い可能性がある。

#### 3 ヒアリング調査での主な意見

- 富山の人は住宅にかけるお金が大きく、「家か子どもか」になってしまうのではないか。
- 住宅のモデルルームは子ども部屋2つが多い。自分も家を建てたとき子ども部屋を2つにした関係で、子どもは2人になっている。そういう例は多いのではないか。

#### 4 アンケート調査結果（未就学児の保護者対象）

○現在のお住まいには子ども部屋として使える部屋はいくつありますか。

「2部屋」48.1%、「1部屋」22.2%、3部屋10.0%となっている。

(小学生「2部屋」51.4%、「1部屋」20.7%、「3部屋」16.7%)

○持ち家以外に住む方が持ち家を購入しようとするタイミングはいつですか。

「第一子が小学生になるとき」19.1%となっている。

## <現行制度の概要>

### (1) 多子同居住宅の新築等に必要な資金の低利融資の活用促進

#### ア 県の制度の概要

##### ○住みよい家づくり資金融資制度

対象世帯 ①多子同居(高校生以下の子2人以上又は23歳未満の子3人以上が同居)  
②三世代同居(子が23歳未満)

対象工事 新築・購入・リフォーム

融資条件 利率 1.7% (固定)、融資額 500万円以内

償還期間 15年

#### イ 県内市町村・他県等の状況

多子同居住宅に対する融資制度を設けている市町村は県内にはない。

(国土交通省「地方公共団体における住宅リフォームに係る支援状況調査」)

### (2) 県営住宅における子育て世帯への配慮

#### ア 県の制度の内容

##### ① 制度の趣旨

県営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸することにより、県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするもの。

入居者資格は、同居親族がいること、収入基準に合うこと、住宅に困っていること等。

特に居住の安定を図る必要がある世帯について、当該収入基準を緩和しているところ。

##### ② 入居収入基準の緩和について

###### [緩和の対象者]

未就学児がいる子育て世帯

###### [緩和の内容]

収入月額について、一般世帯「158千円／月以下」に対して、「214千円／月以下」に緩和している。

(例)4人家族の場合、収入月額158千円／月(214千円／月)以下とは、世帯全体の年間総収入額4,471,999円／年(5,311,999円／年)以下に概ね相当する。

##### ③ 優先入居について

子育て世帯(未就学児がいる世帯、18歳未満の子が3人以上いる世帯)について、年2回の定期公募時に、入居の優先順位を決める抽選会で優先的に取り扱っている。

#### イ 他の事業主体の状況(入居収入基準の緩和について)

収入基準 (月額)	都道府県				県内市町(村は公営住宅がない)				合計	
	対象となる子育て世帯				合計	対象となる子育て世帯				
	未就学	小卒まで	中卒まで	高卒まで		未就学	小卒まで	中卒まで		
214千円	34	2	8	0	44	10	0	3	0	13
259千円 (秋田県)	1	0	2	0	3	0	0	1	0	1
合計	35	2	10	0	47	10	0	4	0	14